

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

瀬戸市長 川本 雅之

市町村名 (市町村コード)	瀬戸市 (23204)
地域名 (地域内農業集落名)	駒前地区 (本地新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、田と畑が半々くらいで、現状はおおむねすべての農地で耕作が行われている。しかし、耕作者の高齢化や後継者不在が課題で、5年・10年先は見通せない状況である。また、当地区は農用地面積がそこまで広くなく、さらに1筆あたりの面積が小さいこともあり、自己消費程度で耕作をしている農業者が多く、大きく収益を得ている農業者が少ない。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

拡大希望のある2名の耕作者を中心に集積するとともに、営農できなくなるところについてもその2名に引き継いでいく。また、できる限り集約ができるよう、地域として協力し、応援していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
拡大希望者を中心に集積、集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手が定まり次第、順次中間管理機構を通した利用権設定を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農協と連携して、「瀬戸農業塾」を実施し、新規就農者の育成を行っている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用予定はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	

【選択した上記の取組方針】

イノシシの被害報告が多く、柵の設置は以前も議論に上がっている。今後も地域全体で柵を設置するか等含め継続課題とする。